

令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態若しくはその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の建築物等について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に代わって建築物等の除却をするものに対し、予算の範囲内で令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 町内に存し、居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（同一敷地内に存する車庫、物置、門、塀等の建築物及び工作物（太陽光発電設備を除く。）並びに給水、排水、ガス、空調等の建築設備を含む。）をいう。
- (2) 解体除却業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受け、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた建設業者をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人（名義が共有の場合を含む。）が所有する建築物等とする。ただし、補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものを除くものとする。

- (1) 庄内町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年庄内町条例第21号）第2条第2号に規定する管理不全な状態の建築物等で次のいずれかに該当するもの
 - イ 火災、水害、雪害、地震その他の災害で被災したもの
 - ロ 町長が、建築物の老朽度・危険度判定基準（平成24年10月山形県空き家対策検討会策定）に基づき老朽度・危険度ランクのC及びDランクであると判定したもの
 - (2) 建築物等（門及び塀を除く。）の主たる構造が木造又は鉄骨造であるもの
 - (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象物件としない。
- (1) 所有者等が庄内町老朽空家解体支援事業補助金交付要綱（平成30年庄内町告示第17号）第3条に規定する補助対象者となることができる場合
 - (2) 建築物等の登記事項に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該権利者から建築物等の除却についての同意を得ていない場合
 - (3) 所有者等が庄内町暴力団排除条例（平成24年庄内町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等（次条において「暴力団員等」という。）である場合

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 所有者等から補助対象物件に係る建築物等の除却について同意を得た者
 - (2) 補助対象物件に係る建築物等が複数人の共有に属するときは、民法（明治29年法律第89号）第251条第1項の規定に基づく同意を得ている者
 - (3) 暴力団員等でない者
 - (4) 次に掲げるいずれにも該当しない者
 - イ 個人にあつては、補助対象者及び当該補助対象者と同一世帯に属する者が、市町村税等（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
 - ロ 法人にあつては、法人税又は町税を滞納している者
- （補助対象事業）

第5条 補助対象物件を除却する事業（以下「補助対象事業」という。）は、解体除却業者と補助対象者が契約を締結し行う事業又は補助対象者が自ら行う事業とする。

- 2 補助対象事業は、令和7年3月21日までに完了するものでなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。
 - (1) 規則第5条の規定による補助金の交付の決定の前に着手したもの。（ただし、火災、水害、雪害、地震その他の災害で被災し、周辺に危険を及ぼすおそれがあり、緊急に危険防止の対処をする場合は、この限りでない。）
 - (2) この要綱に基づく補助金のほか、庄内町老朽空家解体支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、又は受けようとするもの
 - (3) 宅地化されている土地（複数の土地によって一団の住宅敷地が形成されている場合は、その全ての土地をいう。次条及び第7条において「住宅敷地」という。）に存する建築物等の全部を除却しないもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの
- （補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下この条及び次条において「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、所有者等の動産の搬出及び処分に必要な経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象物件の除却に要する作業費（解体及び除却により生じた廃棄物の収集運搬費及び処分費を含む。）
 - (2) 補助対象物件の存する住宅敷地の整理に要する経費
- （補助金の額等）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 前条第1号に要する経費 補助対象物件の延べ床面積1平方メートルあたり2,500円以内
 - (2) 前条第2号に要する経費 補助対象物件の存する住宅敷地の面積1平方メートルあたり125円以内
- 2 補助金の交付限度額は、前項第1号及び第2号により求められた補助金の額の合計額又は補助対象経費のいずれか低い額とし、50万円を限度とする。

3 補助金の交付は、一の補助対象物件につき1回に限る。

(交付申請)

第8条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 同意書(所有者用)(様式第3号)
 - (3) 同意書(関係権利者用)(様式第4号)(所有権以外の物権の設定がある場合に限る。)
 - (4) 補助対象物件の登記事項証明書(未登記の場合は、土地家屋課税台帳又は固定資産税納税通知書)
 - (5) 補助対象物件の位置図、平面図(延べ床面積が確認できるもの)等の書類及び現況写真(補助対象物件の状況が分かるもの)
 - (6) 補助対象物件の除却に係る見積書(内訳明細の付されているものに限る。)の写し又は事業費内訳書(様式第5号)(補助対象者が直接行う場合に限る。)
 - (7) 申請者及びその属する世帯の全ての世帯員の市町村税等(国民健康保険税を含む。)の納税証明書(町外居住者の場合に限る。)
 - (8) 法人税納税証明書(補助対象者が法人の場合に限る。)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(第13条において「交付決定者」という。)は、規則第6条第1項第1号の規定により補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に変更の場合はその内容が分かる書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金変更(中止・廃止)交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付の決定の通知)

第10条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金実績報告書(様式第9号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る請負契約書又は請書の写し(補助対象事業を補助対象者が直接行った場合を除く。)
- (2) 補助対象事業に係る領収書(内訳明細が付されているものに限る。)の写し(補助対象事業を補助対象者が直接行った場合は除く。)
- (3) 事業費精算書(補助対象事業を補助対象者が直接行った場合に限る。)

- (4) 補助対象物件の除却後の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、規則第16条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助の目的に反すると認めるとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

（表）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話

令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付申請書

令和6年度庄内町建築物等除却支援事業を実施したいので、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金を次のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助対象物件の 所 有 者	住所
	氏名
補助対象物件の 所 在 地	庄内町
構造、延床面積及 び住宅敷地の面積	構造 延べ床面積 m^2
	住宅敷地 m^2
建 築 年 月	年 月 竣工
補助対象経費の額	補助対象物件の除却に係る見積書の額又は事業費内訳書の額 円 (A)
	(1) 補助対象物件の除却に要する作業費 延べ床面積 $m^2 \times 2,500円 =$ 円 (千円未満切捨て)
	(2) 補助対象物件の存する住宅敷地の整理に要する作業費 敷地の面積 $m^2 \times 125円 =$ 円 (千円未満切捨て)
	(1)と(2)の合計額 円 (B)
補助金交付申請額	補助対象経費の額 (A) 又は(B)のいずれか低い額 円
解体除却業者	所在地
	業者名 (電話)
除却完了予定 年 月 日	年 月 日
備 考	

(裏)

添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 同意書 (所有者用)
- (3) 同意書 (関係権利者用) (所有権以外の物権の設定がある場合)
- (4) 補助対象物件の登記事項証明書 (未登記の場合は、土地家屋課税台帳又は固定資産税納税通知書)
- (5) 補助対象物件の位置図、平面図 (延べ床面積が確認できるもの) 等の書類及び現況写真 (補助対象物件の状況が分かるもの)
- (6) 補助対象物件の除却に係る見積書 (内訳明細の付されているものに限る。) の写し又は事業費内訳書 (補助対象者が直接行う場合)
- (7) 申請者及びその属する世帯の全ての世帯員の市町村税等 (国民健康保険税を含む。) の納税証明書 (町外居住者の場合)
- (8) 法人税納税証明書 (補助対象者が法人の場合)
- (9) その他 ()

同 意 書

令和6年度庄内町建築物等除却支援事業の補助対象者の要件を審査するため、私及び私の世帯員又は当法人の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

生年月日 年 月 日

(個人の場合)

様式第2号（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

私は、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金の交付の申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 補助対象物件に係る紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、庄内町に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 補助対象物件の除却に係る法令を遵守すること。
- 3 補助対象物件の存した住宅敷地について、補助対象事業完了後も管理不全とならないよう適正に管理すること。
- 4 庄内町暴力団排除条例（平成24年庄内町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

様式第3号（第8条関係）

同意書（所有者用）

申請者（補助対象者）が令和6年度庄内町建築物等除却支援事業による補助金の交付の申請を行うに当たり、私が所有（管理）する建築物を、私に代わって申請者（補助対象者）が除却することについて同意します。

記

補助対象物件の所在地 庄内町

年 月 日

申請者（補助対象者）	住所
	氏名
所有者（または管理者）	住所
	氏名

様式第4号（第8条関係）

同意書（関係権利者用）

申請者（補助対象者）が令和6年度庄内町建築物等除却支援事業による補助金の交付の申請を行うに当たり、私が権利を有する建築物を、申請者（補助対象者）が除却することについて同意します。

記

補助対象物件の所在地 庄内町

年 月 日

申請者（補助対象者）	住所
	氏名
関係権利者	住所
	氏名

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話

令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄内町建築物等除却支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金の名称 令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金
- 2 変更（廃止）年月日（中止予定期間）
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更の内容
- 5 交付決定額 円
- 6 変更（中止・廃止）後の交付申請額 円
- 7 添付書類 変更の場合は、その内容が分かる書類を添付してください。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金変更（中止・廃止）交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金について、年 月 日付けの変更（中止・廃止）承認申請に基づき、令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり変更（中止・廃止）交付を決定したので通知します。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更（中止・廃止）後の交付決定額 | 円 |
| 3 交付の条件 | |

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により下記のとおり交付（却下）することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称 令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件（却下した場合はその理由）

庄内町長

宛

申請者 住所
名称及び代表者氏名
電話

令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象経費の総額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象物件の所在地 庄内町
- 4 補助事業着手年月日 年 月 日
- 5 補助事業完了年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象事業に係る請負契約書又は請書の写し（補助対象事業を補助対象者が直接行った場合を除く。）
 - (2) 補助対象事業に係る領収書（内訳明細が付されているものに限る。）の写し（補助対象事業を補助対象者が直接行った場合は除く。）
 - (3) 事業費精算書（補助対象事業を補助対象者が直接行った場合）
 - (4) 補助対象物件の除却後の写真
 - (5) その他（ ）

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和6年度庄内町建築物等除却支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和6年度庄内町建築物等除却支援事業に対する交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |